

## 放送受信規約

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 32 条第 1 項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

### 第 1 条

日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての放送受信契約（以下「契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

- ・ 無料契約 テレビジョン放送についての無料契約
- ・ 報酬契約 テレビジョン放送についての放送料受取契約（受信契約者が放送料を受け取れる契約）

受信機を設置した者は契約を締結しなければならない。

契約の種別は受信契約者が選択するものとする。

### （契約の単位）

第 2 条 契約の単位は、受信機を設置した者が決定する。

### （契約書の提出）

第 3 条 受信機を設置した者は、次の事項を記載した契約書を放送局（NHK の放送局をいう。以下同じ。）に提出してもよい。

- (1) 受信機の設置者のニックネーム
- (2) 受信機の設置の日
- (3) 希望する契約の種類

### （契約の成立）

第 4 条 契約は、受信契約者が契約書に署名した日に成立するものとする。

### （放送料）

第 5 条 NHK は、1 の契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送料（消費税および地方消費税を含む。）を受信契約者に支払わなければならない。

種別	月額	年額
無料契約	無料	無料
報酬契約	100,000 円	1,200,000 円

### （放送料の受取方法）

第 6 条 放送料の受取りは、受信契約者が希望する方法で受け取ることができる。

すべての手数料は NHK が負担する。

(受信機の設置等の確認措置)

第7条 NHKは、受信機を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとってはならない。

(氏名、住所等の変更)

第8条 受信契約者が放送局に届け出た情報を変更しても、その旨を放送局に届け出る必要はない。

(契約の解約)

第9条 契約者が解約を希望する場合はいつでも解約することができる。解約はNHKの同意は必要ない。

(放送料の免除)

第10条 NHKは受信契約者に支払う放送料を免除してはならない。

(NHKの義務違反)

第11条 NHKが放送料の支払いについて不正があったときは、所定の放送料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として受信契約者に支払わなければならない。

(支払いの延滞)

第12条 NHKが放送料の支払いを延滞したときは、所定の放送料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を受信契約者に支払わなくてはならない。

(NHKの免責事項および責任事項)

第13条 放送の受信について事故を生じた場合は、NHKは、その全ての責任を負う。

(規約の変更)

第14条 この規約は、変更することはできない。

(規約の周知方法)

第15条 この規約は、官報によって周知する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年10月1日から施行する。